INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.224 2023 年 06 月 29 日

2023 年度台湾専利(特許、実用新案、意匠)審査基準の改訂について

今般、台湾特許庁は専利(特許、実用新案、意匠)審査基準第二編第1章、同第3章、同第5章、同第10章、同第11章、同第14章、第五編第1章及び同第2章の内容を改訂し、2023 年 07 月 01 日に施行することを公表しました。

主な改訂内容の要点を次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 第二編第1章(1．4 審査における注意事項):出願人が明細書に記載の従来技術は公開されていない内部技術である事実を証明することができた場合のみ、当該従来技術を特許要件の判断に用いてはならない。
2. 第二編第3章(5．7 権利の接続):同一発明の特許及び実用新案の二重出願に係る上申事項について、当該特許出願の分割出願を行う場合は分割出願後に同上申を認めてはならず、当該特許出願もしくは同分割出願の特許付与査定を受ける前に、(当該実用新案権と)同一の発明の出願が存在しているときは、(当該実用新案権の接続に)出願人に対しいずれか一つの特許出願を選択することを命じなければならない。
3. 第二編第5章(2．7 審査における注意事項):国内優先権を主張した出願は、査定前に、優先日から 15 ヶ月以内において、国内優先権を主張していない部分について分割出願することを認めるが、当該分割出願を国内優先権の基礎とすることを認めない。
4. 第二編第10章(1．2．1 方式要件及び1．3 分割出願の効果):方式要件は 2023 年 05 月 01 日改正施行の特許法施行細則に、分割出願の効果は第二編第 3 章の改訂に合せて、それぞれ改訂される。

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。

5. 第二編第11章（特許権存続期間の延長）:「希少疾病予防治療及び医薬品法第 14 条の規定に基づき、本法に別途規定がある場合を除き、希少疾病薬物は中央主務官庁による承認登記及び薬物許可証発行が無ければ、製造もしくは輸入をしてはならない」 との内容を追加する。
6. 第二編第14章（生物関連発明）:2023 年 08 月 01 日より実施された WIPO 標準 ST.26 に準拠した配列表の提出に合せて改訂される。
7. 第五編第1章（特許権の無効審判請求）:「多項引用の記載形式の請求項及びその引用の部分請求項の無効が請求されるとき、当該無効審判請求理由において当該多項引用の記載形式の請求項が引用する部分請求項の範囲についてのみ、特許要件を満たさないことが主張された場合は、当該主張の当該多項引用形式の請求項が引用する部分請求項の範囲について審理する。当該請求項は審決で無効審判請求が不成立となった後に、何人も当該多項引用の記載形式の請求項の未主張の部分請求項の範囲に対し無効審判を請求する場合は、一事不再理の適用を受けない」との内容を追加する。
8. 第五編第2章（特許権存続期間延長の無効審判請求）:第二編第11章の改訂に合せて内容が改定される。
9. その他の補正内容:法令条文に合せる文言の修正などを含む。

以上

（出典:台湾特許庁）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。